

いじめ防止基本方針について

◆いじめに対する本校の取り組み◆

「いじめは絶対許しません」の心構えでいます

- ・自分がされて嫌なことは他人にもしない。
- ・いじめを受けたら、すぐ大人に伝える。

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるということを念頭におき、日々の教育活動に当たることが大切であると考えています。また、いじめを防止するためには、学校のみならず、家庭・地域との連携が必要です。これらの基本的な考えから学校では、全教職員が日頃から児童に寄り添い、目をかけ声をかけて、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していきます。

本校では、これまでも定期的な教育相談を中心に、児童の実態把握、児童の人間関係づくりに努めてきました。今後も児童が大切にされているという実感がもてるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を持ち、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていきます。

2 「いじめ」の問題に関する基本的認識

- (1) 「いじめ」はどの学校でも起こりうる問題であり、どの児童も、被害者にも加害者にも成り得ることから、全ての児童に関わる問題であると全教職員が理解する。
- (2) いじめは絶対に許されない行為であるという認識を学校全体に行き渡らせる。
- (3) いじめられている子どもの立場で考える。
- (4) 学校内に子どもの悩みを受け入れる相談体制を整備する。
- (5) 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- (6) 「心の成長」を図るために道徳・学級活動・総合的な学習の時間を大切にする。
- (7) 日頃から、児童と教師との信頼関係を築いていく。
- (8) 早期発見、早期解決のために保護者との連携を図る。

3 いじめ防止の取組

(1) いじめの未然防止

- ①児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- ②児童の主体的な活動を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努めます。
- ③道徳教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命を大切にする心や、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ④情報モラル教育を推進し、ネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないように指導します。

(2) 情報の共有化

- ①「いじめ・長期欠席対策委員会」を定期的に関き、学年間の情報を早期に収集し、共通理解のもとでいじめのおこる前に適切な指導ができるように努めます。
- ②学校通信や学級通信、ホームページ等に学校での出来事や心を育てる内容の記事を記載し、児童が家に帰ってから、家庭で学校の話で会話が進むようにします。

(3) いじめの早期発見

- ①生活アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ②生活アンケート（学期2回）後、児童との生活相談を行い、児童の実態の把握に努めます。
- ③保護者へのアンケートを実施（年1、2回を目安）し、家庭の様子からも児童の現状の把握に努めます。
- ④日常の生活を通して児童とのコミュニケーションを図り、生活の現状把握に努めます。
- ⑤休み時間や昼休み、放課後などに、児童の様子に目を配り、児童と一緒に過ごす機会を積極的にもち、児童理解に努めます。
- ⑥教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。いじめの相談が安心してできるように、窓口として担任、教頭、養護教諭など、相談窓口を複数位置づけます。
- ⑦スクールカウンセラーや外部相談機関へも相談しやすい環境を整えます。

(4) いじめに対する措置

- ①被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- ②加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ③教職員の共通理解のもと保護者の協力を得ながら、警察署、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
- ④いじめがおきた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行います。
- ⑤ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等との連携を図ります。

4 その他

- ・学校いじめ防止の取組は、児童と保護者からは1月の教育活動アンケートにおいて、また、学区からは学校関係者評価委員会（学期各1回）において検証します。
- ・いじめ防止につながる、校内研修を開催し、児童やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

10「いじめ」防止の取り組み 年間計画

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○児童生徒、保護者へのSCの周知 ○学級開き ○入学おめでとう集会 ○縦割り探鳥会1	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の配付説明 ○いじめ防止のチラシの配布
5月		○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○縦割り探鳥会2 ○運動会 ○スポーツテスト	○生活アンケート ○教育相談週間 ○WEBQU1実施	○学校委員会(学校経営の基本方針) ○HPの更新
6月	C ↓ A	○情報共有・対応協議	○ふるさと学習テーマ発表会 ○学校保健委員会 ○ミニ探鳥会	○体重測定 ○学校保健委員会	○テーマ発表会
7月		○全教職員による取組評価アンケート実施→検証	○情報モラル指導(ネットモラル)	○生活アンケート(家庭) ○教育相談週間	○保護者会 ○河合地区健全育成協議会1
8月	P ↓ D	○情報共有・対応協議			
9月			○山の学習(4・5年) ○縦割り探鳥会3	○身体測定	○授業参観 ○敬老会
10月	C ↓ A	○現職研修②(ケーススタディ)	○学芸会	○生活アンケート ○教育相談週間	○富士クラブとの草取り
11月		○情報共有・対応協議	○修学旅行(6年) ○学区ふれあい学習	○体重測定 ○生活アンケート ○教育相談週間 ○WEBQU2実施	○学区ふれあい学習
12月	C ↓ A	○全教職員による取組評価アンケート実施→検証 ○情報共有・対応協議	○縦割り探鳥会4 ○人権週間(講話) ○赤い羽根募金活動		○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○ふるさとカルタ取り大会	○身体測定 ○生活アンケート ○教育相談週間	○授業参観 ○河合地区健全育成協議会2
2月	P ↓ A	○自己評価 ○情報共有・対応協議	○ふるさと学習まとめ発表会 ○縦割り探鳥会5	○家庭アンケート ○教育相談週間	○学校評価アンケート
3月		○学校関係者評価の結果を検証「基本方針」の見直し	○卒業おめでとう集会	○身体測定 ○生活アンケート(家庭) ○教育相談週間	
通年	P ↓ A ↓ P ↑	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳、学級活動、総合的な学習の充実 ○縦割り活動による異学年交流	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○職員会議後の情報交換	○生平小学校PTA地域安全パトロールによる登校指導 ○読み聞かせ ○学校運営協議会での情報交換

※本校では、P(Plan:計画)→D(Do:実行)→C(Check:評価)→A(Action:改善)の4段階を繰り返して、学校いじめ防止の取組を継続的に改善するようにしています。

「いじめ」をなくす学校の対応

	教職員の動き	具体的対応策
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめ問題に取り組むための体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生時の組織的マニュアルの作成 ◎学級集団適応心理検査の効果的な活用 ◎道徳教育及び児童主体の自治的活動の推進 ◎コミュニケーションスキルの獲得 <ul style="list-style-type: none"> ・親子ライフスキルトレーニング ◎日頃の児童の観察と情報交換 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見、早期対応 ◎校内研修の充実 ◎学校保健委員会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師の講演 ◎教育相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童へのアンケート調査や教育相談の実施 ◎児童による主体的活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の立案や企画を支援する ・他学年との思いやりいたわりの心を育てる ・縦割り清掃活動、縦割り探鳥活動などの充実 ◎家庭・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめ対策委員会などの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・役職 ・生活指導主任 ・養護教諭 ・スクールカウンセラー ・学習情報主任 ◎道徳教育を要とした人権教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える授業の実施、人権標語の募集 ◎情報交換（職員打ち合わせなど） <ul style="list-style-type: none"> ・ささいな変化の報告 ◎カウンセリングマインドの習得、事例研究 ◎保健体育委員会のふわふわ言葉とちくちく言葉を振り返りカードで実践（年3回） ◎いじめアンケートの実施（毎学期2回）、実施後に教育相談、行動観察、情報交換 ◎家庭へのアンケートの実施（年2回程度）、実施後に教育相談 ◎いじめ防止運動につながる活動 <ul style="list-style-type: none"> ・「友達のいいところ見つけ」保健体育委員会 ・全校レク（委員会活動での実施）など ◎保護者、地域への取組の紹介と協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・学校だより・保護者会など
いじめ発生時	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校体制で対応 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職のリーダーシップに基づく組織的対応 ・役割分担と責任の明確化 ・全教職員への情報提供と共通理解 ◎いじめられた児童の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の確認、継続的な状況確認 ・いじめ解決の約束 ・指導の記録（個人情報・人権への配慮） ◎いじめた児童への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の確認、継続的な状況確認 ・いじめは許さないという毅然とした指導 ◎当該保護者（加害・被害）への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・指導経緯の報告、家庭の様子の確認 ◎いじめられた児童を守るための対策 <ul style="list-style-type: none"> ・心身の安全の保障・共感的な理解 ◎学級・学年全体への指導 ◎家庭・地域との課題の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緊急いじめ対策委員会の結成 <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針の検討、保護者対応 ・事実内容により警察等関係機関への情報提供 ・教育委員会への報告 ◎専門的指導者の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭、スクールカウンセラー、学校医との連携 ・自信や存在感を持たせる活動の場の提供 ◎家庭と連携した指導 <ul style="list-style-type: none"> ・相手の思い、自己の行為を考えさせる指導 ・いじめに至った加害児童の原因の背景の確認 ・立ち直りの支援 ◎明確な指導方針、対応策の提示 ◎チームで対応策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問・必要に応じた登下校の送り迎え ・状況確認・席替え・友達づくりの支援 ◎いじめ問題の取組を保護者・地域に発信
終息時	<ul style="list-style-type: none"> ◎卒業までの継続指導 ◎充実した学校生活への環境改善 ◎地域・家庭との連携 ◎いじめに関する学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ◎教育相談の継続・実態調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事後観察、事後指導、定期的な声かけ ◎魅力ある学校づくりの推進 ◎地域ネットワークづくり ◎職員、児童、保護者、外部による評価